

平成30年度 調布市立調布中学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止に関する法令

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項
- ・学校経営方針
- ・指導重点項目 等

目指す生徒像

- ① 自ら考え正しく判断し、工夫・創造のできる生徒
- ② 豊かな心を持ち、人や動植物を大切にできる生徒
- ③ 主体的に学習や行事等に取り組み、個性・特性の伸長に努める生徒
- ④ 明るく礼儀正しく、気品のある生徒
- ⑤ 根気強く心身の鍛錬に励む生徒

○目標策定の方針

児童・生徒の実態

- ・明るく純朴であるが、自主性、積極性に欠ける面があり、学習面、生活面において依頼心が高い。

保護者の願い

- ・健康で安全な生活、確かな学力の保障。力を伸ばそうとする生徒。

対策の基本方針

- ・いじめ早期発見のための未然防止的危機管理体制の確立を目指す。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ① いじめを許さぬ気風の醸成と生徒の細やかな観察
- ② いじめの小さな芽を摘み、いじめ解消率の向上を図る
- ③ 指導体制の確立と学校と保護者・地域社会との連携

○教職員の研修

- ・人権プログラム、調布市人権教育指導資料を使い年3回研修。
- ・人権感覚を高める。
- ・体罰の否定
- ・教育相談的援助
- ・授業改善

○生徒のアンケート及び聞き取りの実施

- ・毎月いじめに関するアンケートを実施し、早期発見に努める。
- ・ふれあい月間（年3回）に、詳しいアンケートを実施。

いじめの未然防止・早期発見のために

いじめの未然防止

- ・いじめ防止対策委員会の設置（学校長・副校長・生活指導主任・学年主任・学級担任・養護教諭・SC・生活指導担当）
- ・いじめ防止対策のための体制構築と生徒、保護者、地域への周知
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・校内研修を充実させ、教職員の人権意識の向上を図る

早期発見

- ・あいさつ運動、生徒会の「思いやりキャンペーン」など生徒が主体となった取組の推進
- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・いじめに関するアンケートの毎月実施による情報の把握と対応
- ・保護者、地域との連携を図り、情報を共有する

○スクールカウンセラーとの連携

- ・特別支援教育校内委員会を設置し、連携を強化
- ・アンケート結果等を含む情報の共有と状況把握と指導状況の確認
- ・1年生対象の全員面接

○保護者・地域との連携

- ・保護者会の工夫
- ・三者面談の充実
- ・学校便り等の配布
- ・PTA委員会との連携
- ・保護者との合同行事 等

具体的ないじめへの対応(早期発見・重大事態への対応)

いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合(生活指導主任会報告内容「B事案」)

| | | |
|---|---|--|
| <p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の様態 ・被害の状況 ・集団の構造 ・いじめの動機と背景 ・被害生徒の状況 ・加害生徒の状況 ・保護者や職員等の現状把握の状況 ・他の問題行動との関連 ・他の課題との関連 | <p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口の設置（副校長・養護教諭） ・いじめ対策委員会の設置 <p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の確立 ・学年、分掌、保健室、SCとの連携強化 ・いじめ問題の研修実施（年3回） | <p>③<被害児童・生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実感をもてる支援 ・目に見える対応 ・人間関係の改善充実 ・課題解決への援助 <p><加害児童・生徒の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的な責任を果たさせる ・法的責任を果たさせる <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年等への指導 等 |
|---|---|--|

***重大事態への対処**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

↓

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

学校内で重篤と判断した場合、教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合(生活指導主任会報告内容「C事案」)

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の教示 等

| 年間指導計画 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|----------|---------------------------------|------------|-----|----|----------------------------|---------------------|--------------|----------|--------|-----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 各教科 | 英) あいさつ | 家) 家庭と家族 | | 技) 情報モラル | | | 家) 幼児の発達 | | | 英) 異文化理解 | | |
| 生活指導月間等 | | いじめ防止月間 | ふれあい月間 | 社会を明るくする運動 | | | いじめ防止月間 | ふれあい月間 | 「いのちと心の教育」月間 | | ふれあい月間 | |
| 学校行事生徒会活動 | 入学式・始業式 調布市防災教育の日 | | あいさつ運動 思いやりキャンペーン(6月~9月:学年別) | クリーン作戦 | 始業式 | | あいさつ運動 思いやりキャンペーン発表(公開) | クリーン作戦 | 始業式 | | | 卒業式 |
| 道徳 | 基本的な生活習慣・いじめ(6・11・2月)・誠実・責任感・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・生命尊重・弱さの克服・正義 | | | | | | | | | | | |
| 特別活動総合 | 集団生活のルール・諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・男女の協力・人間関係の確立・性的発達への適応・将来設計 進路学習ⅠⅡⅢ(通年) | | | | | | | | | | | |
| 家庭地域 | PTA総会 学年保護者会 | 健全育成懇談会 | 学校生活アンケート 三者面談 | 三校交流会 | | | | 学校生活アンケート 学年保護者会 | | | 学年保護者会 | |